

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 本日の検討の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご検討頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

金融資産の減損に関する会計基準の開発**(これまでの経緯)**

2. 第 477 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 13 日開催）及び第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発として、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていくことに概ね了承頂いた。
3. 前項を踏まえ、第 478 回企業会計基準委員会等¹では、ステップ 2 及びステップ 4 における基準の開発の目的を次のとおり示した。

(ステップ 2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ 4)

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

4. また、第 478 回企業会計基準委員会等ではステップ 2 の検討の方向性について次の考え方を示し、審議の結果、ステップ 2 では 10 の論点を検討することとした²。
 - (1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めと文言レベルで

¹ 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）を合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。

² ステップ 4 では、検討すべき論点について改めて抽出するとともに、実務に与える影響をより詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうかの観点から検討を進めることとしている。

一致させることは必ずしも目指さず、定めの明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。

- (2) IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわせず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも、IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることを前提とする。
5. 第 488 回企業会計基準委員会等³では、前項の 10 の論点についてそれぞれ 1 回審議を行ったことを踏まえ、ステップ 2 の総括を行い、検討が完了した論点と引き続き検討を行う論点の整理を行った。
 6. 第 491 回企業会計基準委員会等⁴では、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲を整理し、ステップ 3 以降の進め方について審議を行った。
 7. 第 499 回企業会計基準委員会等⁵では、ステップ 2 及びステップ 3 の振り返りを行い、追加的に検討すべき論点を伺った。その際、ステップ 2 及びステップ 3 に関して 2 つの論点を追加し、さらにステップ 2 を採用する金融機関における開示の検討に進むことについて概ね了承頂いた。なお、各論点の審議の状況については別紙 1 で示している。
 8. 第 502 回企業会計基準委員会等⁶では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等についての事務局提案について審議を行った。なお、基本的な方針等については別紙 2 で示している。

(本日の検討事項)

9. 本日は、信用リスクに関する注記事項の基準体系及び開示目的の取扱い（審議事項(1)-2）、並びにステップ 2 を採用する金融機関における金融商品のクラス別の期首

³ 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）を合わせて「第 488 回企業会計基準委員会等」という。

⁴ 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）を合わせて「第 491 回企業会計基準委員会等」という。

⁵ 第 499 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 11 日開催）及び第 198 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 5 日開催）を合わせて「第 499 回企業会計基準委員会等」という。

⁶ 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）を合わせて「第 502 回企業会計基準委員会等」という。

残高から期末残高への調整表の開示（IFRS 第 7 号第 35H 項等）の取扱い（審議事項(1)-3）についてご意見を伺うことを予定している。

10. 関連する第 203 回金融商品専門委員会（2023 年 7 月 24 日開催）で聞かれた意見は審議事項(1)-5 で示している。
11. また、ステップ 2 を採用する金融機関における開示についての検討の進め方について、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）で聞かれた意見は審議事項(1)-4 で示している。

以上

別 紙 1

各論点に関する審議の状況

1. ステップ2で取り上げた10の論点について、第488回企業会計基準委員会等においてその総括を行い、審議が完了した論点と引き続き検討を行う論点及び追加的な検討が必要な論点を整理した。
2. また、第491回企業会計基準委員会等では、IFRS第9号の減損の適用範囲と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、ステップ3では以下の論点からまず審議を進めることとなった。
3. 第499回企業会計基準委員会等では、ステップ2及びステップ3の振り返りを踏まえ、ステップ2及びステップ3において追加的に検討すべき論点及び今後の審議の進め方について審議を行った。
4. 本別紙第1項から第3項の結果は以下の表のとおりである。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて隨時追加及び見直しすることを予定している。

(ステップ2の総括における整理)

【特段の異論が聞かれなかったことから、審議を完了することとした論点】

1	債務不履行（デフォルト）の定義
2	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
3	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

【引き続き検討を行う論点】

● 追加的な検討が必要とされた論点

4	信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い）
5	マネジメント・オーバーレイ

● 実効金利法による償却原価に関連する定めの取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点

6	貨幣の時間価値の考慮
7	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
8	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

● 実務適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点

9	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
10	将来予測情報の考慮
11	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

(ステップ3)

- ステップ3で取り上げる個別の論点

12	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
13	金融保証契約の取扱い
14	ローン・コミットメントに対する減損に関する定めの適用

- 金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点

15	SPPI要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い
16	SPPI要件を満たさない債券の取扱い
17	デリバティブが組み込まれた金融資産

- ステップ2及びステップ3で追加的に検討すべき論点

18	直接償却の取扱い
19	購入又は組成した減損金融資産の取扱い

- ステップ2を適用する金融機関における開示の検討

20	ステップ2を適用する金融機関における開示の検討
----	-------------------------

(ステップ5)

- 営業債権、契約資産並びにリース債権に適用される減損モデルに関する論点

21	単純化したアプローチ
----	------------

以上

別 紙2

ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等

1. 第502回企業会計基準委員会等では、ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）の検討の進め方について議論し、次の方針で進める 것을提案し、特段の異論は聞かれなかった。

基本的な方針

- (1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。これに連して、ステップ2を採用する金融機関における開示に関して IFRS 第7号第35B項の開示目的が適切かなどについては、別途検討を行う。
- (2) ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS第7号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとすることを基本的な方針とする。
- (3) ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS第9号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、原則として、IFRS第7号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。
- (4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。
- (5) ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必要性を検討する。

個別に検討が必要な開示項目

- (1) 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（IFRS第7号第35H項等）
- (2) 金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示（IFRS第7号第35M項等）
- (3) 財務諸表以外の開示への参照（IFRS第7号第35C項）

個別に検討が必要な開示項目の検討を行う際には、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実

務対応報告第 18 号」という。)に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響についても検討を行う。

その他の検討事項

- (1) 実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響について、個別に検討が必要な開示項目以外の開示項目で検討が必要なものがあるかどうかについて検討を行う。

以上